

行政書士受験界の
超人気講師が教える

行政書士試験
非常識
合格法

行政書士
竹原 健

すばる舎

2

試験には60%の得点で合格できる

合格の鉄則

行政書士試験は原則として絶対評価。受かるのは上位6%〜15%

◎難易度に関係なく、合格基準点を満たすことが必要

出題の形式がわかったところで、試験に合格するためには、どれくらいの得点が必要なのかを確認しておきましょう。

ここで、平成24年度から令和2年度の、行政書士試験の申込者数、受験者数、合格者数、合格者を左ページの図のようにまとめてみました。

このうち、合格率に着目してみると、大きな変動があるのがわかります。

低い年は8%強、高い年は15%強です。

国家試験の合格者の決め方は「相対評価」が多く、まず「何%」または「何人」合格させるかを定め、その割合又は人数のところ合格点を定めます。

しかし、行政書士試験は、原則として「絶対評価」となっており、例年、34ページの図のよ

近年の合格率など

年度	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
平成24年度	75,817	59,948	5,508	9.2%
平成25年度	70,896	55,436	5,597	10.1%
平成26年度	62,172	48,869	4,043	8.3%
平成27年度	56,965	44,366	5,820	13.1%
平成28年度	53,456	41,053	4,084	10%
平成29年度	52,214	40,449	6,360	15.7%
平成30年度	50,926	39,105	4,968	12.7%
令和元年度	52,386	39,821	4,571	11.5%
令和2年度	54,847	41,681	4,470	10.7%

※行政書士試験研究センターHPより

うな配点及び合格基準をクリアした人が全員合格することとなっています。

300点満点中、①法令等の得点が122点以上、②一般知識等の得点が24点以上、③トータルで180点(60%)以上の得点が必要です。

逆にこの合格基準をクリアできない場合には、問題の難易度に関わりなく不合格になる仕組みになっています。

なお、「問題の難易度を評価し、補正的措置が加わることもある」という発表も、平成18年度試験以降なされていましたが、実際には平成25年度試験までは、そのような補正はなされていませんでした。

近年の配点

試験科目	出題形式	出題数	満点	科目計	総計
法令等	5肢択一式 (1問4点)	40問	160点	244点	300点
	多肢選択式 (1問8点/空欄 1つにつき2点)	3問	24点		
	記述式 (1問20点)	3問	60点		
一般知識等	5肢択一式 (1問4点)	14問	56点	56点	

上記の配点で、次の①～③の全ての条件を満たした人が合格するとされています。

- ①法令等の得点が、122点以上（満点の50%以上）。
- ②一般知識等の得点が、24点以上（満点の40%以上）。
- ③試験全体の得点が、180点以上（満点の60%以上）。

はじめてこの補正的措置が実施されたのは平成26年度試験です。
①の法令等での基準が110点以上、③の試験全体の得点が166点以上とされました。

この補正的措置を受けても前年に比べて1500名も合格者が減っているのですから、補正的措置を取らなければ、さらに大幅に合格者が減少する事態になったでしょう。

もちろん、このようなことが頻繁に起こるとは考えにくいですが、上記の①～③の条件を満たせば合格できるのですから、目標はこれをクリアすることです。

◎とにかく一通りテキストを読み終えてしまおう

繰り返し返しますが、行政書士試験に合格するためには、原則として300点中の180点以上、つまり60%以上正解しなければなりません。そして、合格率からわかるように、60%以上の正解をした受験者は全体の6%～15%程度です。

ここから、満点を狙って学習するのがいかに無謀な行動かということがわかります。したがって、学習にあたっては「40%は正解できなくても合格できるのだから、細かいことは気にせずにどんどんテキストを読み進めよう！」という気楽な気持ちを持つほうが、うまくいきやすいと言えます。

最初からテキストの全ての情報を吸収しようとする、集中力が続かず、その膨大さに頭のなかがパニックになってしまうでしょう。

高得点をあげて合格しても、運転免許証のようにゴールドカードが発行されるわけではないですから、学習の最初のうちはあまり細かいことを気にせずに、一通りテキストを読み終えることを重視すべきです。

それができれば、「一通り難しいテキストを読み終えることができました！」という達成感を得られ、次のステップに気持ちよく進むことができます。

5

「一般知識等」の出題傾向を見てみよう

合格の鉄則

平成18年度以降は「政治・経済・社会」が増加傾向？

◎「一般知識等」の範囲は3科目

次に、「一般知識等」の出題傾向を確認しておきましょう。

この分野は、行政書士が主に書類の作成を業務としている観点から、「政治・経済・社会」「情報通信・個人情報保護」「文章理解」という3つの科目から出題されています。

「法令等」と異なり、年度によって若干の出題割合の変動があります。

平成18年度以降の出題割合をまとめた左の図を見ると、政治・経済・社会の分野の出題数が増加し、その分、情報通信・個人情報保護の分野の出題数が減少する傾向にあることがわかります。では、科目別に内容を見ていきましょう。

(1) 政治・経済・社会

高校で学習する「政治経済」や「現代社会」の授業で取り扱う分野が主に出题されます。

時事的なネタを加味して出題されることもよくあるので、「政治経済」で取り扱う基本的な用語やルールなどに加え、日頃からニュースなどで時事的な問題に目を光らせておく必要があります。例えば、近年施行された「民泊」のようなホットな内容を出題される可能性もあります。

出題内容は「国内政治」「国際政治」「国内経済」「国際経済」「財政問題」「雇用」「少子高齢化」「環境問題」などと多様化しているため、どこまで学習すればいいのかの限界がありません。

ですから、あまり得点は望めない分野であり、1問でも多く正解できれば御の字と割り切る必要があります。

独学の場合や、一括で教材が届くスタイルの通信講座では、フォローしきれないこともありますので、学習ス

一般知識等の出題割合の変遷

年 度	政治・経済・社会	情報通信・個人情報保護	文章理解
18年～20年	6問	5問	3問
21年～25年、 27年～令和元年	7問	4問	3問
26年、令和2年	8問	3問	3問

タイトルを選択するにあたっては、こうした点も検討材料の1つと考えてください。

(2) 情報通信・個人情報保護

「情報通信」では、現代社会の情報化によるさまざまな弊害への対処法を規定した法律（不正アクセス禁止法やプロバイダ責任制限法など）からの出題や、インターネットを活用する際に必要な用語（IPアドレスやコンピュータウイルスなど）からの出題がなされます。

「個人情報保護」では、民間企業などが個人情報を取り扱う際の規制などを定めた「個人情報保護法」と、行政（役所）が国民の個人情報を取り扱う際の規制などを定めた「行政機関個人情報保護法」から出題されます。特に「個人情報保護法」は、一度の試験で2問出題されることもあるので、この分野では試験対策上もとても重要な法律です。

(3) 文章理解

これは、高校入試や大学入試における現代文の「長文読解」のようなものです。公務員試験では「文章理解」と呼んでおり、行政書士試験でもそれにならってこのような科目名にしているようです。

例年、3問が出題されており、その「要旨把握」や、必要な語句を挿入して文章を完成させ

る「空欄補充」、そして、バラバラになった単文を組み合わせて長文を完成させる「文章整序」問題などが出題されます。

出題される文章は難しい内容ではないため、試験会場で時間をかけて解答すれば、3問全問正解が可能です。

1

1年目に合格する計画を考える

合格の鉄則

長期計画は挫折のもと。飽きっぽい人ほど短期で勝負するべき

◎受験を決めたときがモチベーションのピーク

行政書士の試験は、できるだけ思い立ったその年に合格することを考えるべきです。

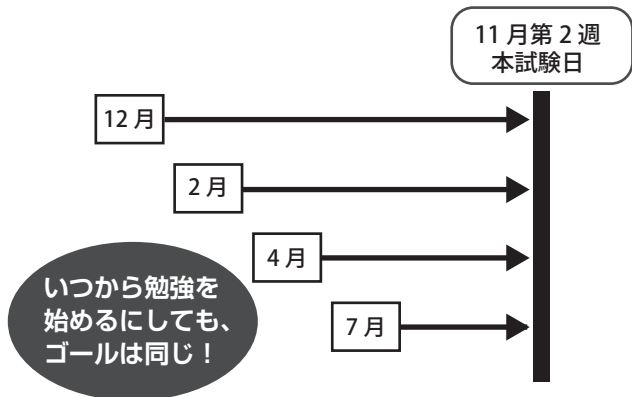
なぜなら、前に説明した通り、行政書士試験は例年11月の第2日曜日の年1回しか実施されないからです。

例えば、行政書士試験の勉強を始めようと思ったのが4月だとして、「夏までは仕事が忙し
いから、今年の受験は難しい。来年の合格を目標にして無理のない計画で学習しよう」という
受験者がいたとしましょう。

たしかに、2年後を見据えて計画的に学習するのも1つの選択です。

しかし、人間がやることですから、2年にもわたる長期的な計画を本当に実行していけるか
とさえ、途中で挫折してしまう人のほうが圧倒的に多いのが現実です。

直近の試験日にゴールを設定する



そもそも、資格取得の勉強という孤独な作業
で、長期にわたってモチベーションを保ってい
くのは大変なことです。

通常、一番気持ちが盛り上がっているのは、
行政書士試験の受験を決断し、テキストを購入
したり、講座を申込んだりする時点です。そこ
から、たった1カ月、2カ月の間にも、モチベ
ーションは着々と下がっていきます。

試験勉強をサボっても、誰かに咎められるわ
けではありませんから、「今日だけはいいか
な……」「今週はいいや」などと甘えも出てきます。
そうしてダラダラしているうちに試験直前期
になり、「もう間に合わないの、また来年頑
張ろう」と言いながら、結局は受験自体をあき
らめてしまう、というのがよくあるパターンで
す。

◎時間をかけるほど、覚えたことを忘れてしまう

また、せっかく苦勞してインプットした知識でも、長期間にわたってそれを維持することは困難です。最初のころに学んだことを2年後にも覚えているには、その間ずっと反復学習を繰り返さなくてはなりません。

その上、決定的なことに、行政書士試験で出題される内容は主に法律であり、これらの法律は頻繁に改正が行われます。1年前にインプットした法律の知識が、法改正によって無駄になり、新たに勉強し直さなければならぬ、ということも多々あるのです。

合格までに時間をかけるほど、余分な努力を要することになりかねません。

行政書士試験の勉強はたしかにラクではありませんが、合格するために学習すべき範囲や分量は決まっています。この範囲や分量をショートカットすることは、誰もできません。

その決まった範囲や分量をこなさざるには、より短い期間で一気に合格まで突き進むこと。結果的に、それが一番無駄が少ない方法となります。

だからこそ、勉強開始の時期に関係なく、まずは無理を承知で、その年の試験に合格することを目標に、学習スケジュールを立てることをおすすめします。

2

学習計画は「時間」でなく「量」で考える

合格の鉄則

合格のために、これだけはこなさなければならない「絶対量」がある

◎「1日何問」「1日何ページ」で日々のノルマを決定

行政書士試験に合格するには、まず学習計画を立てる必要があります。

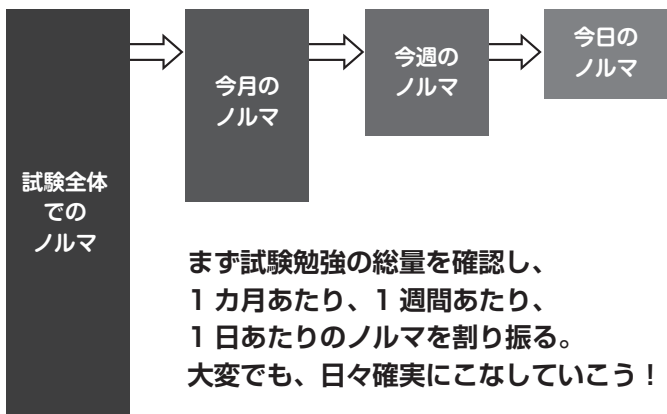
誰しも勉強のために使える時間は限られているのですから、その時間いかに学習内容を割り振っていくかが、勝敗を決めると言っても過言ではありません。

とはいえ、そこで理解しておかなくてはならないのは、「1日に3時間勉強する」とか「平日は帰宅後2時間、週末はまとめて6時間勉強しよう」といったアバウトな計画の立て方では、なかなかうまくいかないということです。

筆者は、よく「何時間勉強したら行政書士試験に合格できますか？」という質問を受けるのですが、「それは、わかりません」とお答えしています。

前述したように、行政書士試験に合格するための範囲や分量は決まっており、合格するのは

1日あたりの勉強量を算出する



ないと、1日サボると翌日は2倍の学習量に、2日サボるとその翌日は3倍の学習量になってしまいます。

ですから、日々のノルマ達成のためにちよつとした時間も無駄にすることができなくなり、ある意味、日々のやりがいを感じて勉強をすることが可能となります。

◎**細切れ時間の徹底活用がカギ**

1日のノルマを決めて学習を進める際に、大事になるのは、学習の「習慣化」です。

行政書士試験の勉強は、机に座って数時間を過ごす必要はありませんし、そのような時間を毎日確保することは至難の業かと思えます。

そこで、細切れの時間を有効に使う必要があります。

この範囲や分量をこなした人なのです。そして、この範囲の分量をこなす時間は人によってさまざまなので、一概に「何時間勉強したら合格できる」と断言することはできません。

大事なのは「逆算」という考え方です。

「1日に何時間」というのは積み上げ方式の勉強法で、結果的には合格に必要な範囲と分量をこなさなければならないまま、試験当日を迎えてしまう可能性があります。

そうではなく試験日から逆算して、「1日何時間」あるいは「1日何ページ」こなせば、必要な勉強が終わるのかをまずは割り出すのです。

例えば、試験日まであと9ヵ月だとします。この期間内に3000ページのテキストを読んで理解し、問題を500問こなさなければならず、さらにこの問題を2回は復習しなければなりませんというふうにしましょう。

まず、6ヵ月をインプット期間と考えると、3000ページを180日で割って、1日あたり約17ページ読み進まなければならないという計算が成り立ちます。

さらに、試験日から3ヵ月前をアウトプット学習の期間と仮に考えると、【500問×3回＝1500問】を90日で割って、1日あたり約17問の検討が必要となります。

これで1日のノルマが自ずと決まるわけです。ただし、このノルマをきちんとこなしてい

1

合格のカギは、「行政法」と「民法」

合格の鉄則

重点学習すべき科目と、それ以外を見極める

◎2科目で、ほぼ合格に必要な点がとれる

繰り返しになりますが、行政書士試験の合格ラインは、300点満点中の180点(60%)です。このうち「一般知識等」は出題範囲が非常に広いので、あまり高得点は望めません。そこで、全体の採点をしてもらえる最低ラインを56点中24点(40%)とることと仮定して、残りの156点を「法令等」でどう稼ぐかを考えます。

左の表を見てください。これを見ると、①行政法と②民法だけで、156点を上回る188点を稼ぐことが可能なことがわかります。

逆に③憲法、④商法、⑤基礎法学の配点は非常に少なく、合否に大きな影響を与えないこともわかります。

「非常識」かもしれませんが、行政書士試験合格のためにもっとも効率的な学習を考えると考え

科目	択一式 出題数	多肢選択式 出題数	記述式 出題数	配点計	累計
①行政法	19問	2問	1問	112点	112点
②民法	9問	0問	2問	76点	188点
③憲法	5問	1問	0問	28点	216点
④商法	5問	0問	0問	20点	236点
⑤基礎法学	2問	0問	0問	8点	244点
合計	40問	3問	3問	244点	

るのであれば、「法令等」の憲法・商法・基礎法学の学習はほどほどにしておき、行政法と民法の学習を徹底的にやれば、それで合格できるということなのです。

◎「民法と科目」の学習のさじ加減

行政法と民法の学習は徹底的に行い、その他の「法令等」の科目はほどほどに学習する、という話をしました。

しかし、ほどほどに学習すると言われても、そのさじ加減は難しいものです。

そこで、どんな順番でほどほどに学習すべきかについて、ご案内しましょう。

「法令等」の科目は、全部で5つあります。これを大きく分類してみると、個人と個人との関係を規律した法律の集まりである

私法と公法

公法	①憲法、②行政法	両方に共通のもの 「基礎法学」
私法	①民法、②商法（会社法）	

「私法」と、国家と国民との関係を規律した法律の集まりである「公法」に分かれ、それぞれ左ページの図のように科目が分かれています。

「基礎法学」は、公法と私法に共通する法律のルールです。

2問しか出題されませんので、法律の学習をはじめとする方以外は、あえてテキストなどを購入して学習する必要はありません（基礎法学は、ほどほどに学習）。本書の第6章で詳述する出題傾向と対策を確認して、過去問題にあたるだけで十分でしょう。

次に「公法」です。①の憲法は、わが国の最高法規で非常に重要なものですが、行政書士試験対策としてはそれほど重要科目ではありません。

行政法を学習する際の基礎知識となる部分がありますので、行政法の学習をする前に学習をせざるを得ないのはたしかですが、あくまでも行政法の学習への橋渡しだと考えましょう。

そのため、あまり深く学習をする必要はなく、行政法に関連したテキストの記述を、集中的に一読する程度で十分でしょう（憲法もほどほどに学習）。

「憲法」を分類してみると、「憲法総論」「基本的人権」「統治機構」に分かれます。

このうちの「統治機構」は、さらに「国会（立法）」「内閣（行政）」「裁判所（司法）」「財政」「地方自治」に分けられます。行政書士試験の行政法に直接関連するのは、「内閣（行政）」「裁判所（司法）」「地方自治」の3つです。

この3分野は行政法の学習の基礎となる部分なので、しっかりと確認し、それ以外の部分は、概要を確認しておけばそれで十分なのです。

そして、「私法」です。

「民法」は個人と個人との関係を規律した基本的な法律（一般法）であり、「商法（会社法）」は個人のなかでも、ビジネスとして一定の行為をした場合の規律を特別に定めたものです（特別法）。

非常識な行政書士試験対策としては、民法をしっかり学習すればよいので、何も特別法である商法（会社法）まで手をつける必要はないこととなります。したがって、商法（会社法）については、無理をせずに学習そのものをあきらめてもよいかと思えます。

平成22年度試験以降の地方自治法の出題

年度	主な出題内容	
22年	①公の施設 ③住民	②指定都市・中核市 ④住民訴訟
23年	①住民訴訟 ③公の施設	②執行機関
24年	①国地方係争処理 ③長と議会	②地方自治法の目的
25年	①住民監査請求・事務監査請求 ③地方公共団体全般	②条例の効力 ④住所
26年	①長 ③条例	②住民・住所・住民訴訟・事務監査請求 記述式：公の施設
27年	①住民訴訟 ③条例・規則	②特別区
28年	①条例 ③財務	②地方公共団体の事務
29年	①公の施設 ③住民監査請求・住民訴訟	②議会・議員など
30年	①特別区 ③都道府県の事務	②条例と規則
令和元年	①公の施設 ③議会	②監査制度
令和2年	①住民 ③住民訴訟	②事務

7

記述式対策の「問題集」の活用法

合格の鉄則

解答例の暗記ではなく、論点とキーワードを押さえる

◎記述式対策の問題集は「確認用」

前項では、「当初は」択一式と記述式を一体として学習しましょう、と述べました。

しかし、記述式には「書く」という作業がありますので、民法及び行政法について一通り学習が終了した時点で、この練習は別途しなければなりません。

それでは、この「書く」練習は、どのようにすればいいのでしょうか。

まず注意してほしいのは、「記述式対策の問題集の解答例を暗記する」という、間違った学習をしている人が大勢いることです。

記述式対策の問題集とは、過去問題の分析をもとに、予測される出題論点について、本試験と同じ形式の予想問題を集めて編集したものがほとんどです。

受験者がこのタイプの書籍をどのように活用しているかを観察していると、問題に対する解答例を、何回も書くことで覚えようとしていることが多いのです。

しかし、問題集は掲載している問題数に限りもありますし、問題自体もあくまで「出題予測」ですから、本試験においてまったく同じ内容が問われる確率は非常に低いです。

したがって、解答例を暗記するだけで本試験問題に対応することは、まず無理だと考えてください。

また、すでに説明した通り、暗記しても理解できていなければ応用がききませんので、出題者の問うていることに対応した解答ができないことにもなります。

これらのことから、記述式対策の問題集は、以下に説明する学習をした後の確認用として、活用することをおすすめします。

◎いきなり「書く」ことから始めない

それでは、記述式の全体的な学習の流れとあわせて説明していきましょう。

(1) 体系の理解

少し時間を前に戻して、「書く」作業の前段階からはじめます。

学習の序盤、「択一式」と「記述式」を一体化して学習する段階では、民法及び行政法の「体系」の理解が不可欠となります。

受講生から、「問題を読んでも何を書いたらよいかわかりません」との質問をよく受けます。これは、その受講生が「民法や行政法のどの部分について問われているのかがわからない」とことを意味します。

「どの部分について」のことを「論点」とも言いますが、この論点を問題から読み取ることができていないのです。

記述式では、例えば「民法の債権の賃貸借契約の条文の知識を問う問題ですよ」などと、わざわざ教えてはくれません。受験者は自分で論点を読み取る必要があります。

民法も行政法も、そのほとんどが「事例」形式で出題されます。この事例が、民法や行政法のどの論点について問われているのか、読み取ることをまず要求しているのです。

ただし、この論点は、無限にあるわけではありません。記述式問題は択一式問題の出題傾向とリンクしていますから、その対策のための民法や行政法のテキストの範囲のなかから出題されます。

したがって、テキストを一読する際には、個々の事項の理解も大事ですが、民法や行政法の体系を常に意識し、自分が今どの部分を学習しているのかを確認しながら、学習を進めること

が記述式対策の第一歩となります。

そして、最終的にはテキストの目次を確認して、どのような論点があるのか、頭のなかで想像できるようにすることが理想です。

(2) 論点ごとのキーワードを書けるようにする

民法及び行政法の体系を意識し、一通り学習が終了したところで、「書く」という作業がはじまります。

この「書く」作業は、解答例を書く作業ではなく、記述式で問われる「キーワード」が書ける程度にする作業です。

「キーワード」とは、民法及び行政法のなかで用いられている専門用語（法律用語）です。

行政書士試験の記述式問題は、語彙力を試すものではなく、法律用語を正確に書くことができるかを問うものです。

テキストを一読する際や過去問題を検討する際に、一般的に用いられない法律用語が出てきた場合、それをマークをしておき、さらにそれを書くことに対して不安がある場合には、「書く」練習をします。

この点について、行政法の行政事件訴訟法を例にとって説明しましょう。

平成18年度に次のような問題が出題されました。

〔平成18年度 問題44〕

保健所長がした食品衛生法に基づく飲食店の営業許可について、近隣の飲食店営業者が営業上の利益を害されるとして取消訴訟を提起した場合、裁判所は、どのような理由で、どのような判決をすることとなるか。40字程度で記述しなさい。

行政事件訴訟法に規定する訴訟形態のなかの1つに「取消訴訟」というものがあります。この取消訴訟を提起した場合の、裁判所の判決について問う出題です。

ここでの最初の論点は、裁判所が「どのような判決」をするのかを聞いていることです。テキストを参照してみると、判決の種類としては、次の4つの記述があります。

①却下判決

訴訟を提起するための最初の条件を満たしていないので、裁判所が裁判を行わずに、門前払いをすること。

②棄却判決

裁判をして、行政（役所）の対応に違法性がないと判断された場合に、原告の申立て内容に理由がないとして、その請求を認めない判決。

1

「行政法」の全体像を押さえよう

合格の鉄則

出題されやすい分野は、ある程度決まっている

本章では、第2章で解説した行政書士試験の出題科目の内容について詳しく説明することとします。はじめて法律を学ぶ方にとっては難しい内容かもしれませんが、そのイメージだけでもつかんでいただければ十分です。

◎「行政法」というカテゴリーの法律はない

行政法は、行政の活動に関するさまざまな法律の集合体であり、行政法という通則的な法律はありません。そこで、説明の便宜上、

- ・ 行政の組織に関する法律
- ・ 行政の活動に関する法律

行政法の出題内容

分類	内容	具体例
行政の組織に関する法律	行政が活動する際の組織に関する法律などの集まり	地方自治法、内閣府設置法、国家行政組織法、国家公務員法、地方公務員法 など
行政の活動に関する法律	行政の活動そのものを規律する法律などの集まり	行政手続法 など
行政の活動により不利益を受けた国民を救済する法律	違法又は不当な行政の活動により不利益を受けた国民を救済するための法律	行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法 など

行政法の「択一式」の出題

分類	出題項目	出題数
行政の組織に関する法律	①地方自治法	3～5問
	②内閣府設置法、国家行政組織法	1問
	③国家公務員法、地方公務員法	1問
	④学説	1問
行政の活動に関する法律	①行政手続法	3問
	②学説	2～3問
行政の活動により不利益を受けた国民を救済する法律	①行政不服審査法	3問
	②行政事件訴訟法	3問
	③国家賠償法・損失補償	2問

- 「第1編 総則」
- 「第2編 物権」
- 「第3編 債権」
- 「第4編 親族」
- 「第5編 相続」

「第1編 総則」は、第2編以下に共通する事項を取り上げてまとめた内容となっています。
 「第2編 物権」では、所有権をはじめとする各種の物権（物に対する権利）について定めています。

「第3編 債権」では、人に対して一定の行為を請求することができる権利である「債権」や、人に対して一定の行為をする義務である「債務」、その他「売買」をはじめとする13種類の契約について定めています。

「第4編 親族」では、夫婦や親子などについて定め、「第5編 相続」では、相続人となるべき者や相続分、遺言などについて定めています。

なお、「第2編 物権」と「第3編 債権」を合わせて「財産法」と呼び、「第4編 親族」と「第5編 相続」を合わせて「家族法」と呼びます。

民法の出題分野表

年度	総 則	物 権	債 権	親 族	相 続
24	択2問	択2問	択4問、記1問	0問	択1問、記1問
25	択1問、記1問	択2問、記1問	択5問	択1問	0問
26	択2問	択2問	択4問、記2問	択1問	0問
27	択2問	択2問、記1問	択4問	択1問、記1問	0問
28	択2問	択3問	択3問、記1問	択1問、記1問	0問
29	択2問	択3問	択3問、記2問	0問	択1問
30	択2問、記1問	択2問	択3問、記1問	択2問	0問
令元	択2問	択3問、記1問	択3問、記1問	択1問	0問
令2	択1問、記1問	択2問、記1問	択5問	択1問	0問

「択」は5肢択一式問題（主な出題分野を出題実績としている）、「記」は記述式問題を指す。

以上が民法の構成ですが、行政書士試験では民法からは5肢択一式が9問、記述式が2問出題されます。

◎「債権」からの出題が圧倒的！

行政書士試験で出題されている民法の分野を大まかに見ると、上図のようになります。

まず、債権からの出題数が圧倒的に多いことがわかります。択一式問題は、民法9問中約4問、記述式問題は2問中約2問であり、約5割が債権からの出題となっています。

ただし、行政書士試験の民法の問題は、必ずしも表のように明確に分類できるわけではありません。

一般知識等の出題分野表

年度	政治	経済	社会	情報通信	個人情報保護	文章理解
24年	わが国の議会の運営、汚職・政治腐敗などの疑獄事件	近現代の日本の不況、企業の独占・寡占	諸外国における革命・憲法など、防災政策、雇用・労働	インターネット用語	個人情報保護法2問、行政機関個人情報保護法	並べ替え、空欄補充2問
25年	利益集団、戦後日本の外交	戦後日本の物価の動き、日本の産業	ベットの、就労に関する用語、独立行政法人、情報公開制度	デジタル情報に関する用語	個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、情報公開法	並べ替え、空欄補充2問
26年	日本の政治資金、中央政府の行政改革	日本の公債発行、国際経済	人口構造、難民、世界の都市、核軍縮・核兵器問題	選挙制度(インターネットによる選挙運動)、住民基本台帳ネットワークシステム	個人情報保護法	並べ替え、空欄補充2問
27年	国際連合と国際連盟、日本の選挙	今日の日本経済、日本の貧困	空き家、日本の島、日本の高齢者	情報公開法、公文書管理法、情報セキュリティ用語、位置情報	行政機関個人情報保護法	空欄補充2問、並べ替え
28年	日本と核兵器の関係、改正公職選挙法、日本の中央政府の庁	TPP協定、日本の戦後復興期の経済	日本社会の多様化、終戦後に日本で発生した自然災害	人工知能、IoT、情報通信用語、公文書管理法	なし	並べ替え2問、空欄補充
29年	各国の政治指導者	ビットコイン、日本の農業政策	度量衡、日本の公的年金制度、山崎豊子の著作、消費者問題・消費者保護	クラウド、著作権、情報技術	個人情報保護法制と情報公開法制	空欄補充2問、並べ替え
30年	専門資格と省庁、自治体の住民等	日本の貿易	外国人技能実習制度、生活協同組合、墓地、風俗営業		個人情報保護法、欧州データ保護規則、防犯カメラ	空欄補充3問
令和元年	日中関係、女性の政治参加、行政改革、元号制定手続	経済用語	日本の雇用・労働、日本の廃棄物処理	情報通信用語、通信の秘密、放送・通信の手法	個人情報保護法	空欄補充3問
令和2年	普通選挙、フランス人権宣言	日本のバブル経済、日本の国債、新しい消費形態	日本の子ども・子育て政策、地域再生・地域活性化、日本の人口動態	インターネット用語	個人情報保護法、行政機関個人情報保護法	空欄補充2問、並べ替え

まず「政治」の分野の出題例を見てみましょう。

〔平成26年度 問題47〕

日本の政治資金に関する次の記述のうち、妥当なものはいくつあるか。

- 1 政党への公的助成である政党交付金の総額は、人口に250円を乗じて得た額を基準として予算で定めることとされている。
- 2 政党交付金は、国会に一定の議席を持つ受給資格のある全政党が受給しており、それらの政党では政治資金源の約半分を政党交付金に依存している。
- 3 政府は、政治腐敗防止のために政治資金規正法の制定を目指したが、国会議員からの反対が強く、まだ成立には至っていない。
- 4 政党への企業・団体献金は、政治腐敗防止のために禁止されているが、違法な政治献金が後を絶たない。
- 5 政治資金に占める事業収入の割合は、政党交付金の受給資格がある全政党で極めて低くなっている。

本問は政治資金に関する問題ですが、政治資金に関する制度としては、「政党助成制度」と「政